

令和6年11月11日 学びの循環推進事業 まちづくりコース講座の様子



令和6年11月11日 学びの循環推進事業 まちづくりコース講座の様子



<主な質疑>

質問:水を供給する浄水場のエリアが変わったという説明がありましたが、なぜ変わったのですか？

回答：以前、盛岡・都南地域では、中屋敷浄水場を含めた4浄水場体制で水を供給していましたが、人口減少など、水需要の変化を受けて、令和4年度の途中から中屋敷浄水場を休止し、米内、新庄、沢田の3浄水場体制となったからです。

質問:水質基準の健康関連項目に一般細菌がありますが、塩素では殺菌されないのでしょうか？

回答：各ご家庭の蛇口から出る水には塩素が含まれており、細菌類の多くは殺菌されますが、水質基準では100個/mlまでは許されています。ただし、この項目はあくまで一般細菌であり、健康被害に直結するような大腸菌は別の項目として陰性であることが要件とされています。

なお、実際の検査結果で一般細菌は0～1個/ml程度であり、給水栓で一般細菌が検出されることはほとんどありません。

質問:水道の毎日検査は、各浄水場を職員が行っているのですか？

回答：市民の協力により、1日1回検査をしています。検査すべき場所は、単に浄水場ごとではなく、さらに細かい地域ごととし、全体で30か所以上あります。